

起業支援事業費補助金 (若者起業家応援枠) 募集概要



秋田県内で新規起業を目指している若者を対象に、起業に必要な経費の一部を最大100万円、Aターン・移住者の場合は最大150万円まで助成します。

1 募集の対象となる方

次の(1)から(5)の全てに該当する方が対象となります。

- (1) 秋田県内で新たに起業する方、又は応募日から起算して起業後12ヶ月以内の方
- (2) 応募日時時点で40歳未満であること(大学、短大等の学生を含む)
- (3) 起業後の本店・本社等の主たる事業所等が県内にあること
- (4) 暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと
- (5) その他知事が定める事項に該当しないこと(詳細は、窓口にご確認ください。)

2 募集対象の事業

次の(1)から(4)の全てに該当する事業が対象となります。

- (1) 事業計画が明確であり、優れたビジネスプランであること
- (2) 起業の実現が高い事業であること
- (3) 起業の模範となる事業であること
- (4) 起業を予定している事業が別記に該当しないこと

3 補助率および補助金の額

- (1) 補助金の額は事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費、旅費及び人件費の補助対象経費の合計額で1/2以内、100万円を上限として助成します。ただし、応募時において秋田県外に居住し事業期間完了日までに秋田県内に転居する者、応募日から起算して秋田県内に転居後36ヶ月以内の者及び県内において地域おこし協力隊の経験がある者は、特例として150万円を上限として助成します。

- (2) 補助対象期間は、交付決定日(審査終了後に通知する日)から最大で12ヶ月間です。

※補助事業者として採択され、補助金の交付決定通知書が送付された日(交付決定日)以前に契約・発注・支出した費用は対象となりませんのでご注意ください。

また、事業期間が翌年度(令和8年度)に渡る場合は、令和8年2月末日までに令和7年度分を一旦精算し、残りの令和8年度分を再度申請する必要があります。詳しくは、最寄りの商工会又は商工会議所にお問い合わせください。

4 補助対象となる経費

起業にあたって、準備段階から必要とする経費のうち、補助対象となる主なものは次のとおりです。

経費区分	内 容	説 明
事業拠点費	設備費	店舗などの建物にかかる工事等で、内・外装工事、空調設備、電気設備、冷暖房工事、上下水道工事など、事業に必要な設備費、建物の賃貸に係る家賃（礼金、敷金は除く）
	機械器具費	作業機械、工作機械、コンベア、パソコン、プリンター、エアコン、コピー機、業務用冷蔵庫・厨房機器、車両など、事業に必要な機械器具、備品類（それぞれ中古品は古物商から購入する場合以外は補助対象外）
	構築物費等 （不動産取得を除く）	建物以外にかかる工事等で、外構工事、駐車場などの舗装工事、野立て・電柱看板、キャノピーなど事業に必要な構築物費等
人材育成費	研修費等	従業員（起業する者は含まない）のスキルアップのための研修費（受講料、旅費、講師謝礼、資料代、委託費等）
広告宣伝費	新聞広告費等	ホームページ作成費、新聞・雑誌広告費、テレビ・ラジオCM、パンフレット・チラシ製作費、クラウドファンディング経費、SNS広告費、企業ロゴタイプ作成費用、商品パッケージ作成費用 等
旅 費	起業地確認及び営業活動等経費	航空及び鉄道等の公共交通機関の運賃、ホテル等の宿泊に要する経費
人 件 費	給与等	起業にあたり、県内で勤務させるため新たに雇い入れる者で、雇用保険に加入している者の給与・手当。 なお、事業主及び家族専従者の給与、法人の場合における役員報酬は対象外

5 募集期間

第1回募集 令和7年4月3日（木）～令和7年6月13日（金） 必着

（事業の実施状況により第2回募集を行う場合があります）

（注）募集の最終日は、午後5時を最終提出期限とします。事業計画の内容に誤りや記載不備等が見られる場合もありますので、できるだけ事前相談をお願いします。

6 提出書類

- （1）事業計画書、事業計画概要書、事業計画内容説明書、誓約書、住民票
- （2）その他審査に必要な書類で、商工会又は商工会議所が個別に求めるもの

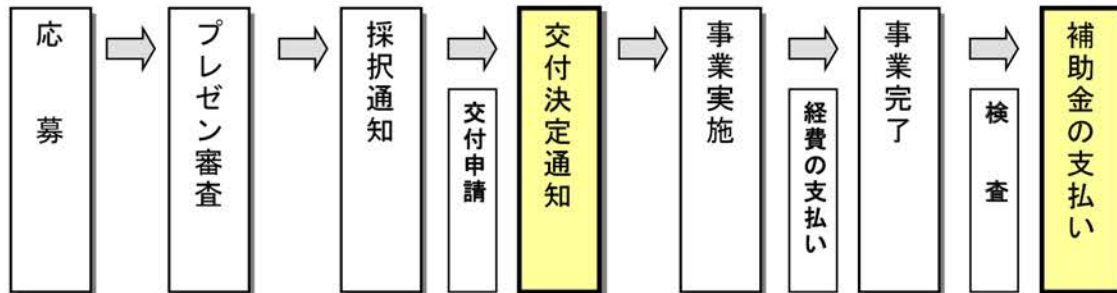
※計画書作成に関する相談は随時受け付けていますので、できるだけ事前にご相談ください。

7 審査方法

事業計画書を基に、プレゼンテーションによる審査を行います。

（審査結果については、審査終了後、概ね1週間以内に書面にて通知します。）

8 応募から補助金支払までの大まかな流れ



※補助金は事業完了後の精算払となりますので、それまでに行う経費の支払いに必要な資金については、別途調達が必要になることをご留意ください。

9 応募書類提出、お問い合わせ・相談先

大館商工会議所

〒017-0044秋田県大館市御成町2-8-14

TEL 0186-43-3111 FAX 0186-49-0556

能代商工会議所

〒016-0831秋田県能代市元町11-7

TEL 0185-52-6341 FAX 0185-55-2233

秋田商工会議所

〒010-0923秋田県秋田市旭北錦町1-47

TEL 018-866-6677 FAX 018-862-2101

大曲商工会議所

〒014-0027秋田県大仙市大曲通町1-13

TEL 0187-62-1262 FAX 0187-62-1265

横手商工会議所

〒013-0021秋田県横手市駅前町6-33

TEL 0182-32-1170 FAX 0182-33-5642

（次頁に続く）

湯沢商工会議所

〒012-0826秋田県湯沢市柳町1-1-13

TEL 0183-73-6111 FAX 0183-73-2900

(商工会総合窓口)

秋田県商工会連合会

〒010-0923秋田県秋田市旭北錦町1-47

TEL 018-863-8493 FAX 018-863-8490

別 記 補助対象外とする業種（平成25年10月改訂「日本標準産業分類」による。）

- (1) 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、園芸サービス業は除く。）
- (2) 漁業（大分類Bに含まれるもの）
- (3) 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
- (4) 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）、歯科診療所（小分類833）
- (5) 医療・福祉（大分類P）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類85）
- (6) 以下のサービス業等
 - ① 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）により規制の対象となるもの
 - ② 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの）
 - ③ 芸ぎ業、芸ぎ幹旋業（細分類8094に含まれるもの）
 - ④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの。）
 - ⑤ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る）（細分類7291に含まれるもの。）
 - ⑥ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く）（細分類9299に含まれるもの。）
 - ⑦ 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの）
 - ⑧ 宗教（中分類94に含まれるもの）
 - ⑨ 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの）
- (7) その他
 - ① 公序良俗に反する事業
 - ② 国（独立行政法人を含む）及び秋田県の他の補助金、助成金を活用する事業